	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種別 / 単位	ルピー	ルピア	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給 （旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合）	1,220	255,000	104,000	37	2,930	870	31,600	171
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合）	310	64,000	26,000	9	730	220	7,900	43
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合）	820	170,000	70,000	25	1,950	580	21,100	114
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合）	200	43,000	17,000	6	490	140	5,300	29
7	一般旅券の記載事項の訂正 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合）	100	21,000	9,000	3	240	70	2,600	14
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合）	100	21,000	9,000	3	240	70	2,600	14

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モンゴル	ラオス	オーストラリア	ソロモン	トンガ
ドル	ルピー	ルピー	タカ	ドル	ペソ	ドル	ドン	リンギ	チャット	トウグリク	キップ	ドル	ドル	パ・アンガ
200	1,970	2,110	1,760	26	1,220	37	453,000	89	160	36,400	218,000	31	200	51
50	490	530	440	6	300	9	113,000	22	40	9,100	55,000	8	50	13
133	1,310	1,400	1,180	17	810	25	302,000	59	107	24,200	145,000	21	133	34
33	330	350	290	4	200	6	75,000	15	27	6,100	36,000	5	33	9
17	160	180	150	2	100	3	38,000	7	13	3,000	18,000	3	17	4
17	160	180	150	2	100	3	38,000	7	13	3,000	18,000	3	17	4

ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ
ドル	キナ	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ペソ	ペソ	ドル	コロン	ペソ	ケッツアル	コロン
38	69	26	51	26	26	26	28	96	580	26	218	24	218	15,000
10	17	6	13	6	6	6	7	24	145	6	55	6	55	3,800
25	46	17	34	17	17	17	19	64	386	17	145	17	145	10,000
6	11	4	9	4	4	4	5	16	97	4	36	4	36	2,500
3	6	2	4	2	2	2	2	8	48	2	18	2	18	1,300
3	6	2	4	2	2	2	2	8	48	2	18	2	18	1,300